

## (案)

## 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会設置要綱

平成 16 年 12 月 3 日制定

平成 17 年 11 月 17 日改正

平成 18 年 6 月 8 日改正

## (趣旨)

第1条 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における米軍住宅及びその支援施設の建設に伴う周辺地域への影響や、富岡倉庫地区並びに旧小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部並びに池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地部分の返還に係る跡地利用等について協議し、地元の意見・要望を関係機関に対し適時・的確に伝えることにより、地元の意向を最大限に反映させることを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会（以下「協議会」という。）という。

## (組織)

第3条 協議会は、地区連合町内会長及び単位町内会長を委員とし、組織する。ただし、委員の定数は、20名以内とする。

## (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内

## (役員の選任)

第5条 会長の選出は、委員の互選による。

2 副会長の選出は、会長の指名による。

## (役員の任務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理する。
- (2) 会長は会議を召集し、その議長となる。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定した者が、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 会議は次のとおりとし、会長が必要と認めたとき、随時開催する。

- (1) 役員会

(2) 協議会

- 2 役員会は、正副会長で組織する。
- 3 協議会は、委員全員で組織し、協議会の最高意思決定機関とする。

(部会)

第8条 個々の課題について詳細な協議を行うため、協議会に次の部会を置く。

(1) 施設等建設対策部会

(2) 跡地利用検討部会

2 施設等建設対策部会は、池子地区に隣接する地区連合町内会長、単位町内会長等で構成し、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における施設等建設及び飛び地部分の跡地利用に関する諸課題について協議を行い、その結果について協議会に報告する。

3 跡地利用検討部会は、小柴、富岡地区に隣接する地区連合町内会長、単位町内会長等で構成し、旧小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部並び富岡倉庫地区の返還に関する諸課題について協議を行い、その結果について協議会に報告する。

4 部会長は、副会長をもって充てる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、金沢区役所区政推進課内に置く。

2 事務局の任務は次のとおりとする。

(1) 協議会の運営に関すること。

(2) 会議及び部会等における各委員の意見のとりまとめ。

(3) 協議会としての意見・要望を関係機関に伝達すること。

3 事務局長は、副会長をもって充てる。

(解散)

第10条 協議会は、その目的を達成したとき、解散する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成16年12月3日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年12月14日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年6月 日から施行する。